

規制の事前評価書（簡素化 C）

法令案の名称：災害対策基本法等の一部を改正する法律案

規制の名称：福祉関係者に対する災害救助法の規定による救助への従事命令

規制の区分：☒新設 ☐拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部署：内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）

評価実施時期：令和7年2月

（該当要件）

vi

（該当理由）

- ・新設を予定している福祉関係者に対する災害救助法の規定による救助への従事命令については、災害救助法が適用された場合、かつ、都道府県知事等が必要と判断した場合にのみ発動されるものであるが、災害救助法については災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においてのみ適用されるものであり、規制の対象区域や内容がその時々で大きく異なるものであることから、viの適用要件に該当するものである。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
vi	規制の対象区域・内容が予測又は特定できないもの（様式2—③） ・災害発生時に発動される規制のように、災害の種類・程度により規制の対象区域・内容が大きく異なることから、事前評価を行うことに限界があるもの

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

＜法令案の要旨＞

- ・令和六年能登半島地震から得られた教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、国による地方公共団体の応援体制の強化、被災者援護協力団体の登録制度の創設、広域一時滞在等における被災住民への情報提供の充実、地方公共団体における物資の備蓄状況の公表の義務化、救助の種類への福祉サービスの提供の追加、災害時における日本下水道事業団の業務の特例の創設、内閣府の防災監の新設等の措置を講ずる。

＜規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因＞

- ・災害救助法による救助は原則として都道府県知事等が行うこととなっているが、近い将来に発生することが懸念されている首都直下地震、南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震のような巨大地震が発生した場合には、都道府県知事等を含む行政機関等による救助が困難になる恐れがある。
- ・また、今般の能登半島地震においても明らかになったように、高齢者等への福祉的な支援の重要性が再認識される中で、上述の巨大地震等の発生に備え、福祉的関係者の知見や能力等を活用することができる体制を構築しておく必要がある。

＜必要となる規制新設・拡充の内容＞

- ・上記課題に対応するため、災害救助法第7条の都道府県知事等による従事命令の対象に福祉関係者を追加することとする。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・災害救助法の規定による従事命令については、災害救助法が適用され、かつ、都道府県知事等が必要と判断した場合にのみ発動されるものであることから、現時点で効果の把握を定量化することは困難であるが、事後評価書を作成するまでに、実際にこの命令が発動した場合には、地方公共団体や従事命令を受けた福祉関係者等からの聞き取り調査等により、当該命令に従事する者による活動内容や従事命令を下した回数等の実績を具体的に把握し、定量化を試みる。

3 負担の把握

【新設・拡充】

＜遵守費用＞

- ・実際に従事命令が発動された後の活動に係る費用については、災害の種類や程度に加え、実際に救助に関する業務に従事する者の活動の内容によってその費用は大きく異なることから、具体的に算出することは困難であることに加え、後述のとおり、従事命令により救助に関する業務に従事した場合には、行政により実費弁償されることとなっていることから、遵守費用は生じない。

＜行政費用＞

- ・従事命令により救助に関する業務に従事した者がその業務のために必要とした費用や、業務に際して負傷等

をした場合に要する費用については、第7条第5項の規定等に基づき、行政が支弁することとなっているところ、災害の種類や程度に加え、実際に救助に関する業務に従事する者の活動の種類や、それにより負傷等をする者の数等によって、その費用は大きく異なることから、具体的に算出することは困難であるが、事後評価書を作成するまでにこの命令が発動した場合には、精算監査等により、当該命令に従事する者による活動内容や行政機関による実費弁償金等の実績を具体的に把握し、定量化を試みる。

＜その他の負担＞

- ・特になし

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

- ・日本社会福祉士会、石川県議会及び東海北陸7県議会議長会から、災害救助法の規定による従事命令の対象に福祉関係者を追加するよう要望書が提出されている。

＜関連する会合の名称、開催日＞

- ・—

＜関連する会合の議事録の公表＞

- ・—

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

＜見直し条項がある法令案＞

- ・本規制の効果は、災害発生後において検証ができるものであり、3年や5年など適当な年度で区切って見直すことが困難であることから、見直し条項の記載を基に施行後適当な時期に事後評価を実施する。